

平成 31 年度松戸市基幹相談支援センター委託事業者の選考について

1. 公募スケジュール

公募要項等配布及びホームページ上に掲載	11月30日（金）午前9時から
応募書類の提出	12月25日（火）午前9時から 12月28日（金）午後4時半まで
選考委員会（ヒアリング）	1月22日（火）
自立支援協議会による審査・承認（決定）	2月5日（火）
選考結果の公表	2月13日（水）まで

2. 応募結果

応募者数：1件（2法人による共同設置）

3. 選考委員会委員

- （1）福祉長寿部長
- （2）福祉長寿部審議監
- （3）福祉長寿部障害福祉課長
- （4）福祉長寿部高齢者支援課長
- （5）福祉長寿部高齢者支援課地域包括ケア推進担当室長
- （6）健康福祉部健康福祉政策課法人監査担当室長

4. 松戸市地域自立支援協議会の役割

- （1）選考委員会における選定結果の審査を行う。審査の結果、選定結果が承認された場合は、受託候補者の決定となる。
- （2）選考委員会において、当該選考条件の履行状況を継続的に確認すべきとの結論に至った場合は、選考条件の履行条件を継続的に確認すべきかどうかを議論・決定する。

（選考基準より）

選考した事業者が適正に事業を実施するために、特に改善を要すると考えられる事項がある場合、選考委員会は選考にあたっての条件を付すことができる。

また、選考委員会において、当該選考条件の履行状況を継続的に確認すべきとの結論に至った場合は、その旨を、松戸市地域自立支援協議会に報告できる。この場合においては、同協議会において、選考条件の履行条件を継続的に確認すべきかどうかを議論・決定される。

【松戸市地域自立支援協議会において選考条件の履行条件を継続的に確認することとされた場合】

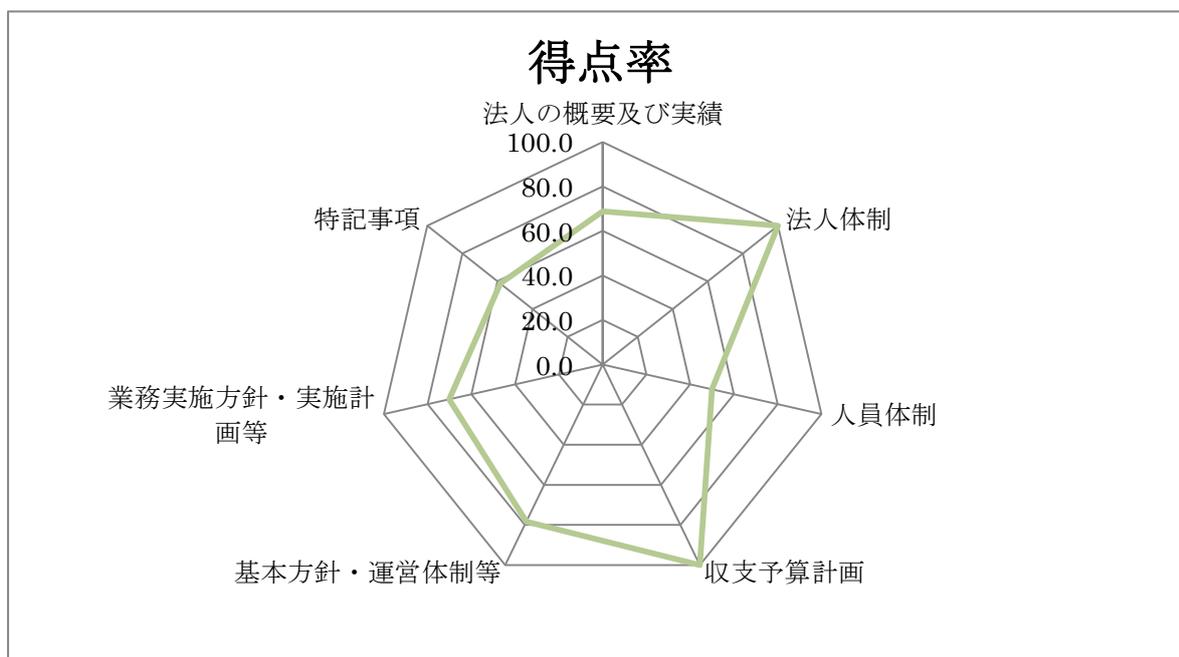
今般の選考に基づく契約については、平成31年度（契約初年度）から3年間は同一事業者に委託するものとしているが、市又は松戸市地域自立支援協議会において、その業務の実施につき著しく不相当と認めた場合等は、この限りではないこととしている。このため、選考条件の履行状況を確認した結果、市又は松戸市地域自立支援協議会において、事業者における教務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、平成31年度から3年間の同一事業者への委託が行われない可能性がある。



5. 基幹相談支援センター運營業務内容

- ア 総合的・専門的な相談支援の実施
- イ 地域の相談支援体制の強化の取組
- ウ 地域移行・地域定着の促進の取組
- エ 権利擁護・虐待の防止
- オ 松戸市地域自立支援協議会専門部会の運営
- カ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- キ 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業
- ク 松戸市指定事業

6. 評価項目別平均得点率



<応募事業者に対するコメント>

- ・個別支援に立脚したプレゼンは大変評価できました。
- ・連携を大事にしていきたい。
- ・本部運営に任せているところがあり、事業と経費の考え方に疑問を抱くものの、基幹相談支援センターとしての理念及び個人のスキルの高さは評価されると考える。
- ・業務に対する積極性、具体性が感じられた。